

株式交換に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 6 月 30 日

株式会社アマナ

株式会社ニーズ

2021年6月30日

株式交換に係る事後開示事項

東京都品川区東品川二丁目2番43号
株式会社アマナ
代表取締役 進 藤 博 信

東京都品川区東品川二丁目2番43号
株式会社ニーズ
代表取締役 永 山 輪 美

株式会社アマナ（以下「アマナ」といいます。）及び株式会社ニーズ（以下「ニーズ」といいます。）は、2021年5月24日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年6月30日を効力発生日として、アマナを株式交換完全親会社、ニーズを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日

2021年6月30日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過

（1）会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ニーズは、会社法第785条第3項の規定により、2021年6月9日付でニーズの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるアマナの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

（1）会社法第796条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はございません。

（2）会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
本株式交換により、アマナに移転したニーズの株式の数は60株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項

- (1) アマナは、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したアマナの株主はおりませんでした。

- (2) ニーズは、会社法第783条第1項の規定により、2021年6月29日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) アマナは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のニーズの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するニーズの株式1株に対してアマナの株式2,050株の割合をもってアマナの普通株式を割当交付しました。アマナが交付した株式の総数は123,000株です。

- (4) 本株式交換に伴う、アマナの資本金及び準備金の額に変動はありません。

以上